

小規模保育事業所等の新規開設に係る募集について (令和2年4月開設分)

小規模保育事業，家庭的保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所等」という。）の開設に係る手続等については，以下のとおりです。

1 小規模保育事業所等の募集要件

事業計画書を提出するには，下記(1)，(2)のすべての要件を満たしている必要があります。

なお，提供区域により，条件が変わる場合があります。この募集要項では，どちらかの提供区域のみの条件の場合は＜下京1のみ＞等と記載し，両提供区域にまたがる条件の場合は＜両区域共通＞と記載しています。

※ 看護師等を配置して，医療的ケアが必要な児童（0～5歳児）（たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童）を優先して受け入れる施設については，上記の要件に関わらず，随時，幼保総合支援室に相談してください。

(1) 募集地域等

- 小規模保育事業所等の設置（新設）が特に必要な地域等（表1）における開設であること。
- 連携施設（表2に掲げる全ての項目について，連携できる施設）となる教育・保育施設（保育所，幼稚園又は認定こども園）を確保できると認められること。（項目別に異なる教育・保育施設と連携することも可能です。）

なお，実効性のある連携協力となるよう，当該小規模保育事業所等と連携施設との距離は概ね1kmまでとします。

表1 小規模保育事業所等の設置（新設）が特に必要な地域等

提供区域	整備必要量（人）	特に必要な地域・場所，条件等
下京1	19人	別紙1のとおり
下京2	19人	西大路通（七条通以南（下京区内））沿いでバス停に近い交通の便の良い所（※）

※ 西大路通から，概ね1km圏内とします。

表2 連携協力の項目

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定，その他保育の内容に関する支援（集団保育の提供）
- イ 職員の病気，休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に，当該小規模保育事業等に代わって保育を提供（代替保育の提供）
- ウ 保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入（3歳児以降の受入）

<下京1>地域の場合は、京都市立楊梅幼稚園と上記3項目について連携項目を確保することを必須とします。（連携協議は、事業者選考後に行っていただきます。）

なお、楊梅幼稚園以外の連携施設を確保していただいても差し支えありません。

(2) 事業所の開所時間<両区域共通>

開所時間は月曜日から土曜日まで毎日最低11時間とし、そのうえで、時間外保育を実施する事業者を別途評価します。

(3) その他の要件<下京2のみ>

ア 避難路の確保

乳児室、ほふく室及び保育室を2階以上に設置する場合は、**別紙4**「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」のとおり、避難設備等が基準上必要になりますが、1階に設ける場合であっても、一方の避難路上で火災等が生じた場合に、もう一方の避難路を使用できるように、避難上有効な位置に出入口を2箇所以上設置し、2つの公道又は異なる方向の公道への避難経路を確保してください。

イ 建物に関する事前相談

○ 新たに小規模保育事業等を開始する場合は、使用を検討している建物について、所管の消防署に届出が必要になりますので、事前に消防署に相談してください。

○ 建築基準法上の建物用途の変更が必要になる場合がありますので、京都市都市計画局建築審査課へ事前に相談するなど、設計士と協議のうえ適切に対応してください。

ウ 開設予定地の敷地内において、ブロック塀が存在する場合は、ブロック塀の点検チェックリスト（**別紙2**）を用いて点検項目をチェックしたうえで、事業計画書とあわせて、点検チェックリストを提出してください。

2 事業計画書等の提出<両区域共通>

小規模保育事業所等の開設を希望する事業者は、京都市幼保総合支援室へ、事前協議及び事業計画書の提出を行ってください。

(1) 書類の提出期限及び事前協議の期間

書類の提出期限と事前協議の流れは下記のとおりです。

- ① 開設の意向を把握するため、開設を希望する事業者は、令和元年7月12日（金）までに、担当者まで電話で開設の意向について御連絡ください。（意向調査は必須ではないですが、状況の把握のため、可能な限りご協力ください。）
- ② 令和元年7月19日（金）までに事前協議を実施してください。なお、<下京2>地域で開設を希望する場合は、図面及び開設

予定地付近の地図をご持参ください。

- ③ 令和元年7月26日（金）までに事業計画書及び必要書類全てを提出してください。（期間を過ぎた場合、受け付けることは一切できません。）

(2) 提出書類及び提出方法

事業計画書（本市指定様式）及び必要添付書類の全てを以下の提出先まで持参してください。

なお、事前協議（7月19日まで）及び事業計画書の提出（7月26日まで）については、必ず事前に電話で予約のうえ、各受付期間中（土曜及び日曜を除く。）の午前9時30分から午後4時30分までの時間帯でお願いします。

<認可に関する問い合わせ先及び提出先>

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル3階

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室 山本（知），中川

電話 075-251-2390

<下京1区域の別紙1の内容に関する問い合わせ先>

京都市教育委員会学校指導課 堤，満田（みつだ）

電話 075-222-3806

(3) その他注意事項

(2)に掲げる必要添付書類には、開設予定地の不動産登記簿謄本原本や設置法人の法人登記簿謄本原本など法務局で入手していただく書類や、賃貸借契約書又は賃貸借契約に係る覚書など契約相手方との取り交わしが必要な書類も含まれていますので、御留意ください。

3 整備補助対象事業者<両区域共通>

社会福祉法人，学校法人，公益法人及び医療法人を整備補助の対象とします。

整備補助を希望する場合は、幼保総合支援室に御相談ください。（幼保総合支援室との協議後、上記受付期間内に事業計画書を提出していただきます。）

また、予算の都合がつかない場合は、整備補助の対象としない場合があります。

4 事業概要等<両区域共通>

(1) 事業者の資格

別紙3「児童福祉法で規定する家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の基準」のとおり

(2) 事業所の基準

別紙4のとおり

(3) **事業所の運営に関する基準**

別紙5「京都市子ども・子育て支援法施行条例」のとおり

(4) **保育料**

利用者から保育料を直接徴収していただきます。

保育料の金額については、市民税の所得割額等に応じ、京都市が決定します。

(5) **地域型保育給付等**

利用者に支給される、保育に係る給付（公定価格から(4)の保育料を差し引いた額）については、原則として京都市から小規模保育事業者等に直接支払います（法定代理受領）。

5 認可申請までの流れについて

(1) **開設予定地の現地確認について<下京2のみ>**

事業計画書の受理後、開設予定地の現地確認を実施します。

建物の貸借契約を今後締結する予定となっている場合は、現地確認できるよう、家主と調整をお願いします。

建物を建築・改装中の場合は、竣工又は改装完了後、改めて現地確認を実施します。

(2) **認可申請対象事業者の選定<両区域共通>**

同一の提供区域内において、複数の事業者から事業計画書の提出があり、かつ当該事業者が予定する定員の合計数が、整備必要量を上回る場合は、提出された事業計画書を基に、京都市はぐくみ推進審議会において、認可申請の対象事業者を選定します。

選考基準については、下京1地域は別紙6，下京2地域は別紙7を御参照ください。

なお、認可申請の対象事業者に選定されなかった場合でも、提出いただいた事業計画書等は返却いたしませんので御了承ください。

6 認可申請に係る手続について<両区域共通>

(1) **認可申請**

認可申請対象として選定された事業者に対し、認可申請書を交付します。本市が定める期間内に、認可申請書及び必要関係書類を御提出いただきます（申請書のデータは事業計画書に記載されたメールアドレスに送付します。）。

なお、認可申請の際には、認可申請書とあわせて、申請者及び申請者の役員等が別紙3，別紙4で掲げる不適合要件に該当しないこと、運営法人に対して運営、財務状況の監査を受ける場合があることについて、誓約書を提出していただきます。

(2) **利用定員の設定**

下京1地域は、19人定員とします。また、小規模保育事業の類型は、「小規模保育事業A型」とします。

下京2地域は、事業者からの申請に基づき、協議のうえ、京都市において利用定員を設定します。

(3) 認可しない場合

認可申請の内容を審査した結果、認可しないこととなった場合には、速やかにその旨を通知します。

(参考) 認可・確認に係るスケジュール

7月26日	事業計画書提出期限
8月上旬頃	開設予定地の現地確認<下京2のみ>
8月下旬頃	認可申請対象事業者の選定 (不選定の場合は結果通知)
9月上旬頃	選定業者と運営・内装工事に関する協議<下京1のみ>
10月上旬頃	認可申請書提出依頼
12月上旬頃	認可申請書の提出
3月末頃	認可指令書の送付

下京 1 地域の公募の開設予定地等について

1 開設場所

下記住所で移転開校予定の下京雅小学校校舎の多目的室において開設するものとし、当該多目的室については、本市財産の目的外使用許可手続きにより事業者が使用するものとします。

(住所) 京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町及び油小路通松原下る樋口町
(地図は^図1のとおり。)

2 建物の構造及び規模

鉄筋コンクリート造 4 階建ての 1 階部分 床面積 95.09 m²(柱心又は壁芯での算定)
(図面は^図2から^図5のとおり)

3 多目的室の仕様及び設備について

多目的室の仕様及び設備の配置等は、下記及び図面を参照してください。

- ・給水設備：25φHIVP 立上げ (FL+200mm バルブ止め) ×1 箇所
- ・排水設備：100φVP 立上げ (FL+200mm キャップ止め) ×1 箇所
※最寄の排水桝に接続済み
床上掃除口 COA100×1 箇所
ピット内予備スリーブ×2 箇所
- ・給湯設備：なし
- ・ガス設備：ピット内に 75φ ガス管あり (体育館等に供給するものであり、ガス容量としては、給湯器 1 台、ガスコンロ 1 台分程度の利用なら分岐可能 (ただし、火気使用室として換気設備を追加する必要あり))
- ・空調設備：EHP 室内機 (天井カセット 2 方向吹出型、冷房能力 5.6kW, 暖房能力 6.3kW) ×3 台
- ・換気設備：天井扇 (300 m³/h) ×1 台, 天井扇 (500 m³/h) ×1 台
- ・電気設備：室内に電灯分電盤あり (動力は無し)
1φ3W 主幹 75AT 分岐 20AT×14 回路 (内 2~3 回路を室内の照明及びコンセントで使用し、残りは使用可) 容量は 9kW を想定している。
照明設備は下面開放埋込型の照明器具が設置される

4 施設使用料

多目的室 (約 95 m²) の使用は有償とし、毎年度、本市基準の固定資産税評価単価を基にした額 (…ア) 及び公定価格における賃借料加算額及び管理費相当額 (…イ) を比較し低い方の額とします。※年額の 12 分割 (毎月) による支払いも可能

<参考>平成 29 年度試算額 (年額)

ア 4,482,109 円

…近傍類似地の固定資産税評価額を基に算出

イ 4,000,000 円 (年額)

…賃借料加算 180,000 円/人×定員 19 人+管理費相当額 580,000 円

なお、下記の内装工事期間中の施設使用料も徴収いたします。

(現在、資産活用推進室に確認中)

5 幼稚園・小学校との連携

小規模保育事業の運営に当たっては、下京雅小学校及び楊梅幼稚園との緊密な連携を図るものとします。具体的な連携内容については、候補事業者の選定の後、協議により検討するものとします。

6 開設に向けた内装工事のスケジュールについて

多目的室の内装は事業者が整備する必要があり、以下のスケジュールにより、工事を行うことができます。

(1) 事前協議（9月上旬～9月下旬）

候補事業者は、7月の事前協議の際にお渡しする平面図に、以下の内装の工事内容（案）を記載してください。9月上旬の事前協議に、候補事業者及び候補事業者が依頼する工事関係者で出席し、その工事内容（案）を説明してください。

その後、事前協議を踏まえ、9月末までに以下の工事内容を確定のうえ、多目的室の内装工事に関する平面図等を作成し、提出してください。

なお、トイレ、キッチン及びシャワー等の設置に伴い、床又は天井の仕上げを撤去する場合を除き、原則として床、天井、壁、柱及び梁は撤去できません。

<平面図に記載が必要な工事内容>

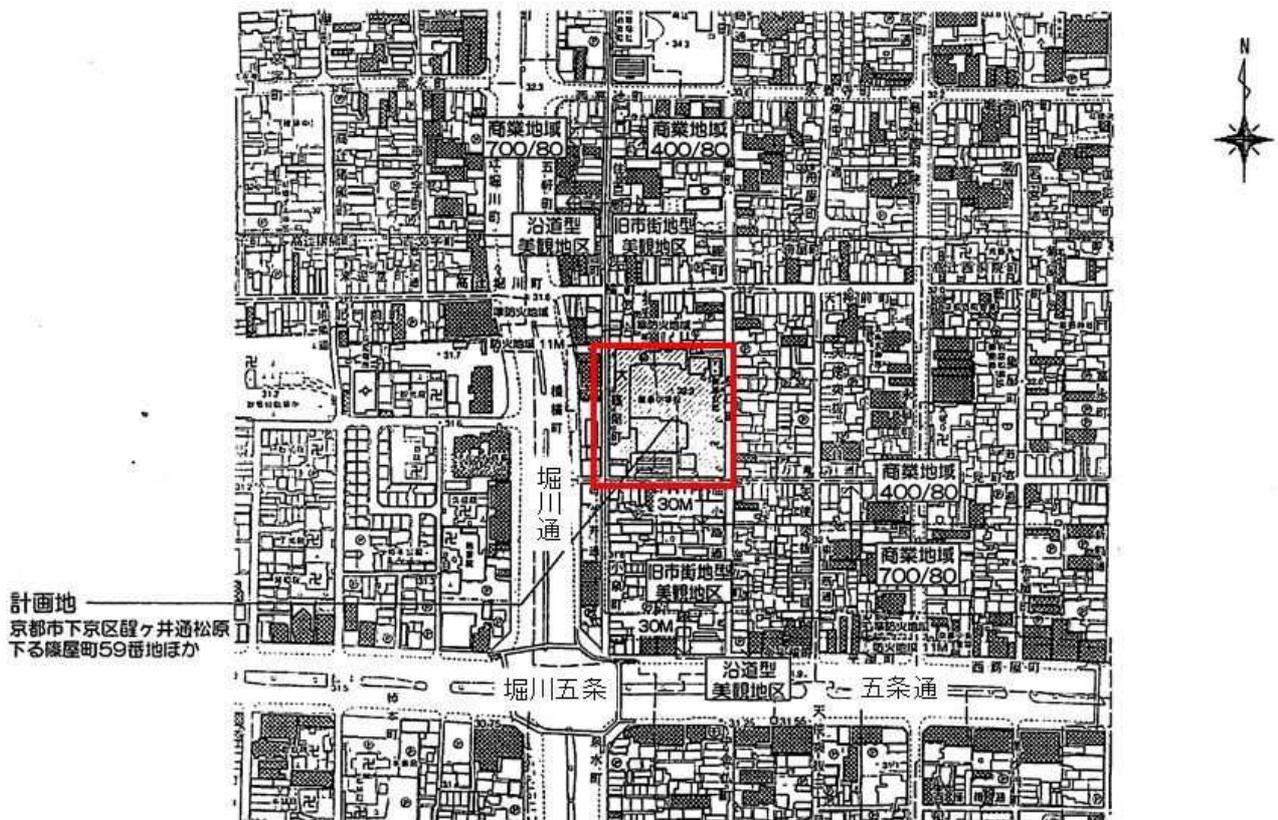
- ・室内に新設する間仕切り（固定したもの）の仕様、位置
 - ・床又は天井の仕上げ等の撤去範囲と新設する床又は天井等の仕上げの仕様
 - ・トイレ、シャワー、洗面台、キッチン、給湯器等の数、位置、型番
 - ・給湯器用のガス配管のルート及び保温仕様
 - ・その他空調設備、換気設備、照明器具等を増設する場合の台数、位置、型番
- ※上記内容の設置は必須では無いため、設置しないものは記載不要です。

※持ち運び可能な備品類は除きます。

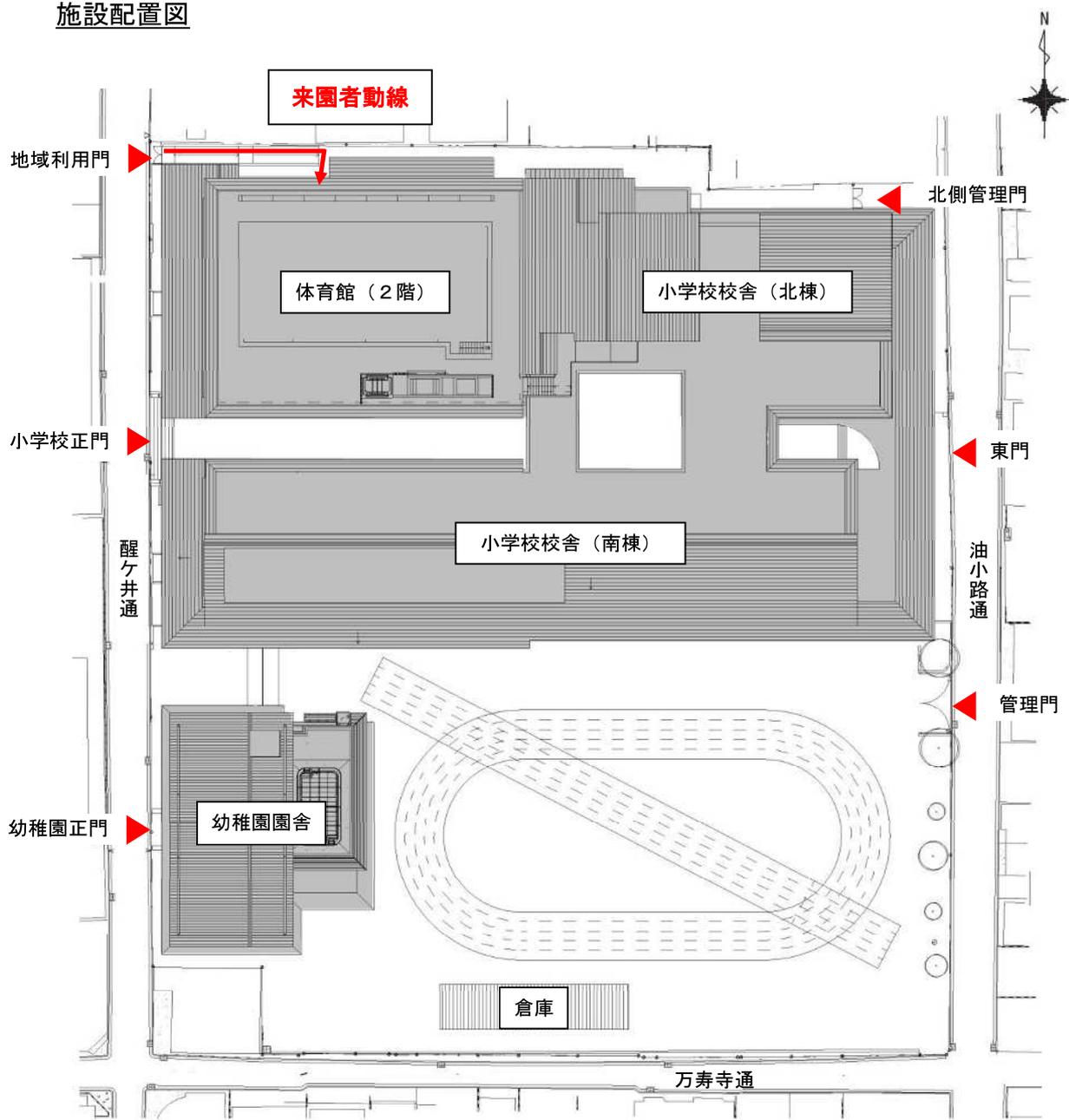
(2) 内装工事の実施（1月上旬～2月14日）

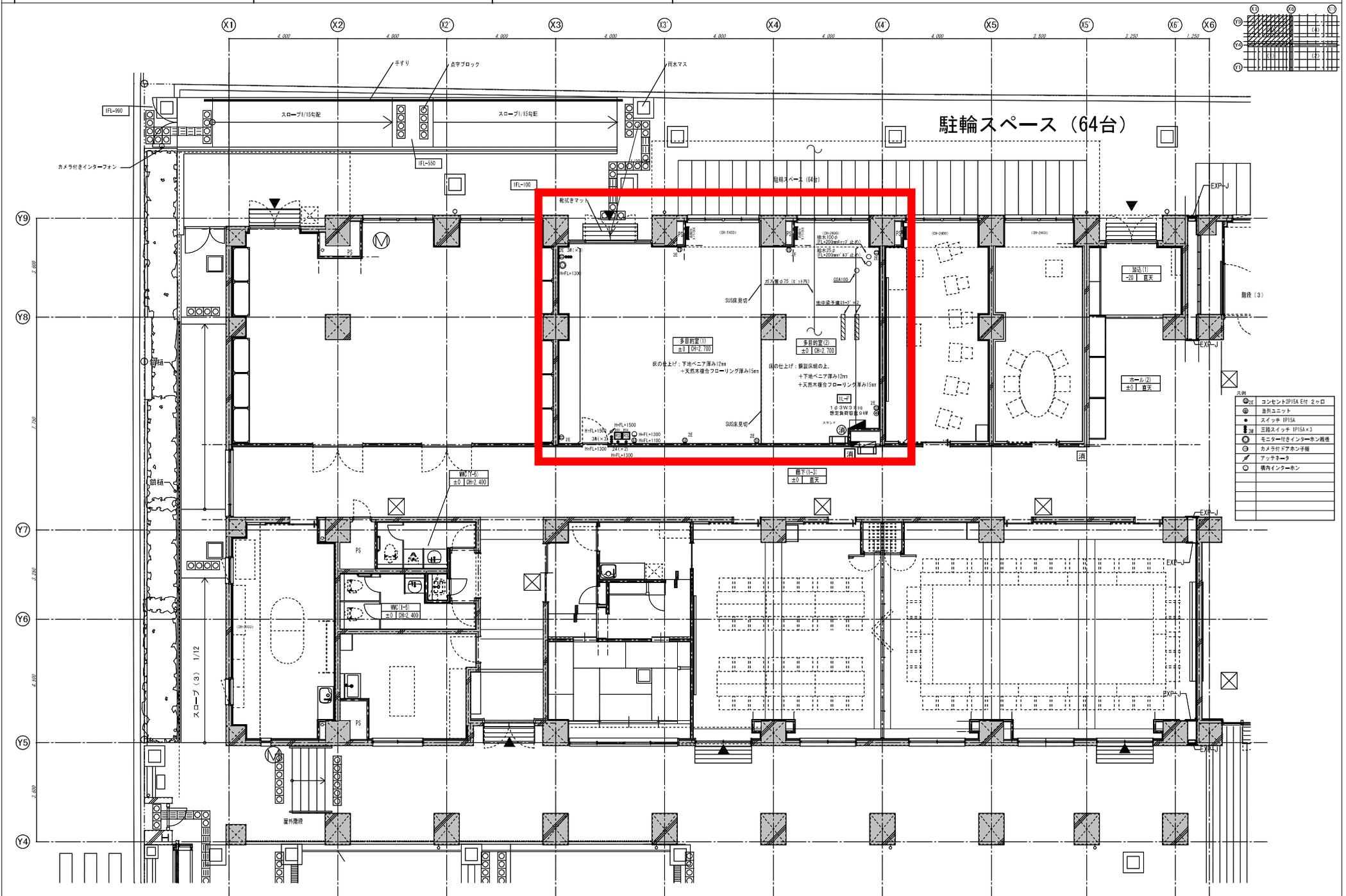
1月上旬から内装工事に着手し、2月14日までに工事を完了してください。2月中旬から下旬に行う、小学校の校舎の建築基準法に基づく検査の際に、当該多目的室も検査しますので、候補事業者が依頼する工事関係者は立会いしてください。検査の結果、建築基準法に適合しない場合は、手直しを行い、2月末までに仮使用の認定又は検査済証の交付を受けるようにしてください。

図1 開設場所地図

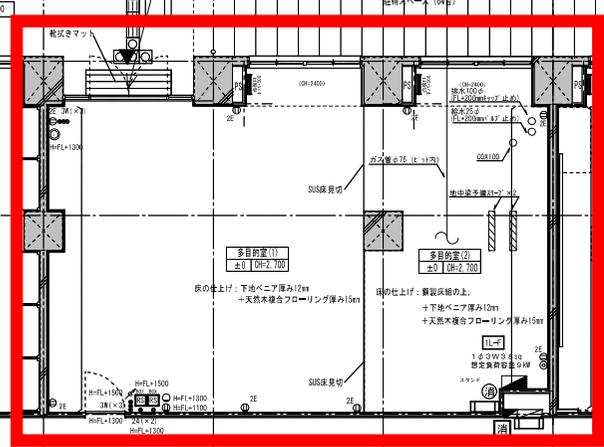


施設配置図





駐輪スペース (64台)



凡例

○	コンセント IP15A 5付 2ヶ所
●	遮断ユニット
●	スイッチ IP15A
●	三股スイッチ IP15A×3
○	モニター付きインターホン機
○	カメラ付きインターホン機
○	アタッチメント
○	構内インターホン

多目的室の天井伏図

京都市立下京雅小学校等施設整備工事

A1: 1/60
A3: 1/120

換気機器表

機器番号	名称	機器仕様	電源 φ-V	電圧 kW	標準 電源	台数
FV-3	天井扇	型式: 樹脂製 機器仕様: 50φ×300h×80Pa 付属品: 防振吊金具	1-100	0.049	-	1
FV-5	天井扇	型式: 樹脂製 機器仕様: 50φ×500h×80Pa 付属品: 防振吊金具	1-100	0.090	-	1

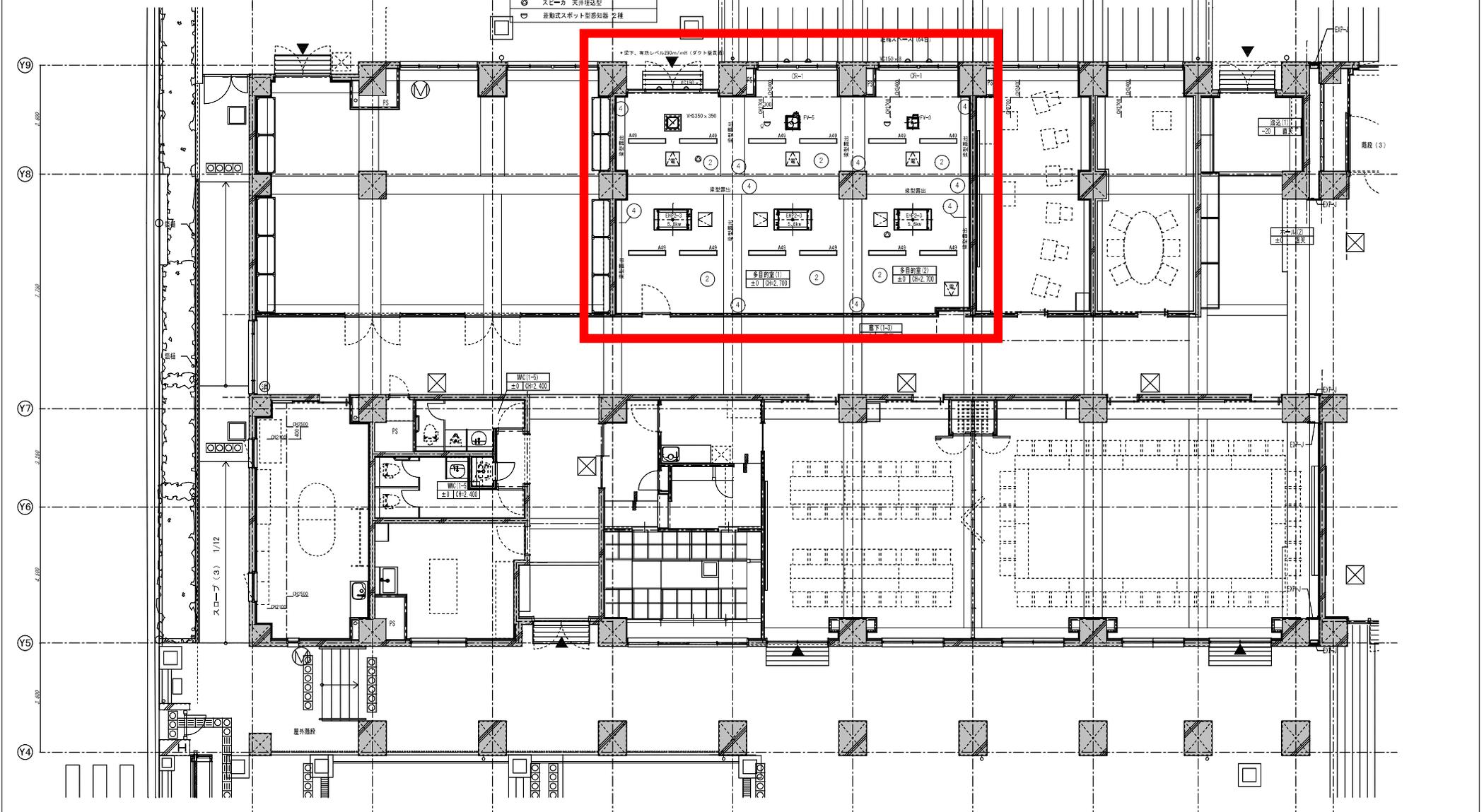
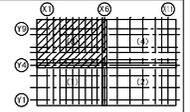
空調機器表

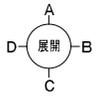
機器番号	名称	機器仕様	電源 φ-V	消費電力 kW(冷房)	消費電力 kW(暖房)	台数
BP-2-3	ビル用マルチエアコン 室内機	型式: 天井カセット2方向吹出型 冷房能力: 5.6 kW 送風機出力: 0.030 kW 付属品: 充電パネル、ドレンアップ装置、防振吊金具 ロングライフフィルター、標準機付属品	1-200	0.098	0.072	3

天井仕上表

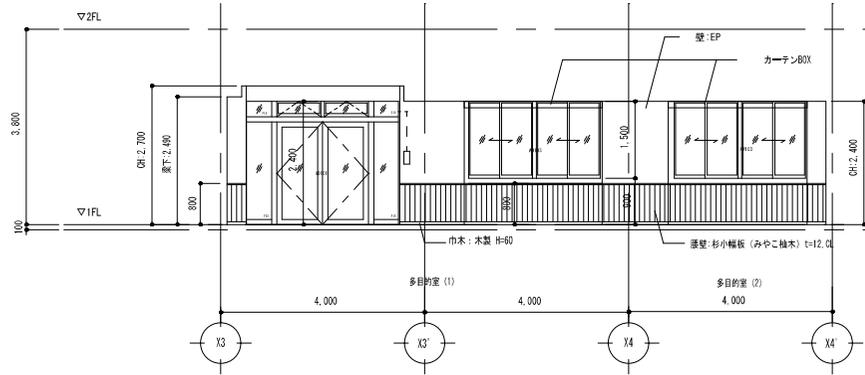
R.階	仕上がり仕様
2	グラスワール23mm厚み50mm幅込み+せつこうボード厚み12.5mm+遊機吸音板厚み9mm
4	PC化粧打放し仕上げ(黒)
GR-1	カーテン・カーテンレール・カーテンボックス

照度A5: 下面開放型LED型 0.01LM/LPSS120型
 ● スピーカー 天井埋込型
 ○ 差動式スポットセンサー 2種

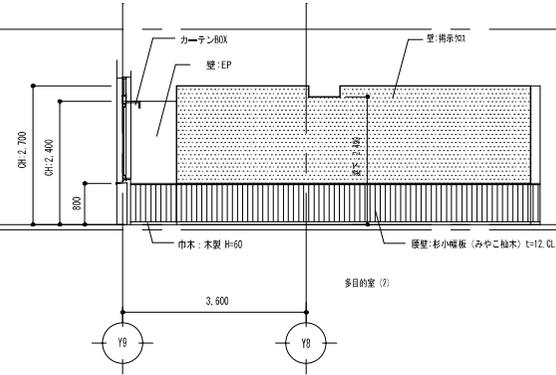




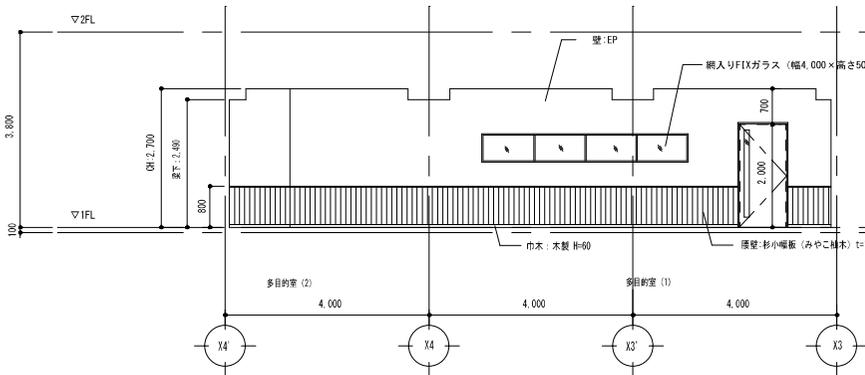
多目的室(1)・(2) 校舎・1階



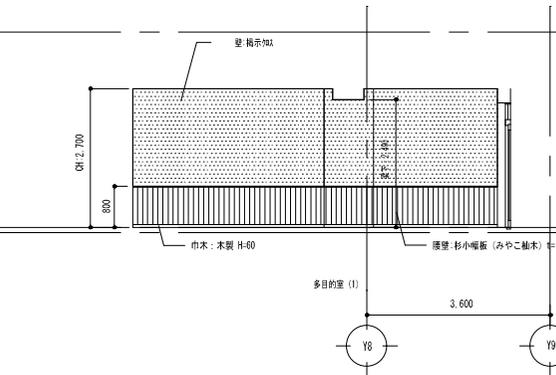
A



B



C



D

小規模保育事業者の募集に係る選考基準について（意見聴取）

1 内 容

以下の場所で開設する小規模保育の事業者を募集する際の選考基準を定める。

<場所>

京都市立下京雅小学校・楊梅幼稚園新校舎内（建設中※平成31年度完成）

2 理 由

開設場所を特定した募集であり、現在の選考基準にはそぐわない項目があるため。

3 経 過

平成29年4月、下京区の小学校2校（元醒泉小学校、元淳風小学校）が統合し、元格致小学校の仮校舎で京都市立下京雅小学校が開校しました。また、元醒泉小学校で教育活動を行っていた京都市立楊梅幼稚園は、元醒泉小学校での校舎解体工事に伴い、平成29年4月から元有隣小学校に一時移転しています。

下京雅小学校及び楊梅幼稚園は、平成32年4月から元醒泉小学校で建築中の新校舎に移転・開校しますが、それに合わせて、下京雅小学校舎の1階に小規模保育事業を開設し、小規模保育・幼稚園・小学校が同一敷地内に活動することにより、保幼小連携・接続の推進に寄与することを目指します。

<参考：開設場所の変遷>

設置場所	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
元淳風小	淳風小	—			
元格致小	—	下京雅小		—	
元醒泉小	醒泉小 楊梅幼	(解体工事, 新築工事等)			下京雅小 楊梅幼 小規模保育
元有隣小	—	楊梅幼		—	

4 選考基準（案）について

資料1-1のとおり

選考基準（案）

	項目	内容・評価点	配点項目	配点	満点
1	法人格の有無	事業者は法人格を有しているか。	学校法人及び社会福祉法人である場合	4	4
			上記以外の法人格を有している場合	2	
			法人格を有していない場合	0	
2	事業者の実績	事業者は、認可保育所や認可幼稚園等の運営実績を有しているか。	認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年以上	4	4
			認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年未満	2	
			認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績なし	0	
3	財政基盤	必要な運転資金を確保しているか。	年間事業費の1/2分の2（概ね6,000,000円）以上の現預金を保有。	4	4
			年間事業費の1/2分の1（概ね3,000,000円）以上、1/2分の2（概ね6,000,000円）未満の現預金を保有。	0	
4	保育士の配置状況	保育従事者全員が保育士資格を有する事業者を優先。	全ての保育従事者について保育士資格を有する職員とする旨の事業計画となっている事業者に加点（要件を満たす事業者すべてに加点）。	4	4
5	管理（予定）者の実績	管理者が以下の要件を満たしているか。 A 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有している B 保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は幼稚園で2年以上の実務経験がある	A、Bの両方の要件を満たしている。	4	4
			A又はBのいずれかの要件を満たしている。	2	
			A、Bいずれの要件も満たしていない。	0	
			管理（予定）者が決まっていない。	0	
6	自園調理	自園調理（行事等の日以外、土曜日も含め毎日）は実施できているか。	自園調理…A	4	4
			連携施設又は同一法人の施設等からの搬入…B	2	
			A又はB以外 （※注）A又はB以外で認可対象となるのは、平成27年3月31日時点において児童福祉法第39条第1項の規定による保育を行っていた者に限る	0	
-	屋外遊戯場	屋外遊戯場は同一敷地内（屋上園庭を除く）で確保できているか。	同一敷地内又は隣接地（道を隔てた程度）で確保	4	4
			同一敷地内又は隣接地で確保できていない	0	
-	開設予定地	特に必要な地域等における鉄道駅からの距離が近いかな。	距離が近い場所に立地する事業者を優先。 相对比较し、最も近い立地の事業者に4点、次に近い事業者に2点を加点し、以降は加点なし。	4	4

-	権利関係	保育の用に供する建物は、安定的に確保されているか。	自己所有	4	4
			10年以上の貸借契約締結予定	2	
			貸借契約期間が10年未満又は未定	0	
7	幼稚園・小学校との連携の取組実績	事業者が運営する認可施設（保育所、幼稚園、地域型保育事業等）において、幼稚園または小学校との連携の取組実績を有しているか。	これまでに継続的な幼稚園・小学校との連携の取組実績（子ども同士の事業交流や保育士・教職員同士の合同研修など）がある。	4	4
			これまでに幼稚園・小学校との取組実績がある。	2	
			取組実績はない。	0	
8	地域との連携の取組実績	事業者が運営する認可施設（保育所、幼稚園、地域型保育事業等）において、地域との連携の取組実績を有しているか。	これまでに継続的な地域との連携の取組実績（地域住民や各種団体・施設等との事業交流など）がある。	4	4
			これまでに地域との連携の取組実績がある。	2	
			取組実績はない。	0	
9	事業計画	開所時間（11時間）を超えて30分以上の時間外保育を実施するか。	1日当たり30分以上の時間外保育を実施	2	2
			1日当たりの時間外保育の実施時間が30分未満（未実施を含む）	0	
		人材育成に係る研修計画が整備されているか。	人材育成に係る研修計画が整備されている。	2	2
			人材育成に係る研修計画が整備されていない。	0	
		事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されているか。	事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されている。	2	2
			事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されていない。	0	
		感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されているか。	感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されている。	2	2
			感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されていない。	0	
		苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置及び解決結果の公表に係る体制が整備されているか。	苦情受付窓口、第三者委員及び解決結果を公表する体制が整備されている（受付窓口担当者名や第三者委員が具体的に決まっていること）。	2	2
			上記の体制が整備されていない。	0	

10	事業計画（幼稚園・小学校及び地域との連携）	幼稚園・小学校及び地域との連携について計画されている。	楊梅幼稚園・下京雅小学校との連携及び地域との連携についての具体的な計画がある。	4	4
			幼稚園・小学校との連携及び地域との連携のいずれかについて具体的な計画がある。	2	
			いずれも計画されていない。	0	
11	第三者評価	第三者評価を受審しているか。	過去3年間に受審している。（事業者の運営する全ての既存事業のうち1事業所以上、他の都道府県のものでも可。同一法人内の事業所に限る。）	4	4
			過去3年間に受審していない。	0	
12	その他	その他 （右の該当する項目については全て減点）	昨年度の指導監査における文書指摘事項が未改善	△4	—
			事業者（運営する全ての既存施設・事業）において、過去2年間に重大事故（死亡事故等）が発生	△4	—
			事業者が運営する幼稚園、児童福祉施設、地域型保育事業その他認可外保育施設において、過去2年間に重大事故（死亡事故等）が発生	△10	—
			事業者（運営する全ての既存施設・事業）において、過去2年間に重大な不祥事が発生	△10	—
			過去、事業開設を申込み、認可対象事業者として選定されたにもかかわらず、認可申請を辞退したことがある	△10	—
			過去、認可申込みの際に事業計画書を提出したが、施設又は事業所開設後、計画どおりの運営が行われなかったことがある	△10	—

（50点満点）

<同点の場合の取扱い>

- ・同点となった場合は、「12 その他」の点数が高い（減点がない）事業者を選考します。
- ・当該項目が同点となっている場合は「2 事業者の実績」及び「7 幼稚園・小学校との連携の取組実績」「8 地域との連携の取組実績」の点数が高い事業者を選考し、それでもなお同点の場合は、「9 事業計画」及び「10 事業計画（幼稚園・小学校及び地域との連携）」の項目順に点数が高い事業者を選考します。
- ・それでもなお同点の場合は、認可・確認部会において意見聴取のうえ、事業計画が優れた事業者を選考します。

<下京 1 地域>選考基準

	項目	内容・評価点	配点項目	配点	満点
1	法人格の有無	事業者は法人格を有しているか。	法人格を有している場合	4	4
			法人格を有していない場合	0	
2	事業者の実績	事業者は、認可保育所や認可幼稚園等の運営実績を有しているか。	認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年以上	4	4
			認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年未満	2	
			認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績なし	0	
3	財政基盤	必要な運転資金を確保しているか。	年間事業費の1/2分の2（概ね6,000,000円）以上の現預金を保有。	4	4
			年間事業費の1/2分の1（概ね3,000,000円）以上、1/2分の2（概ね6,000,000円）未満の現預金を保有。	0	
4	保育士の配置状況	保育従事者全員が保育士資格を有する事業者を優先。	全ての保育従事者について保育士資格を有する職員とする旨の事業計画となっている事業者に加点（要件を満たす事業者すべてに加点）。	4	4
5	管理（予定）者の実績	管理者が以下の要件を満たしているか。 A 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有している B 保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は幼稚園で2年以上の実務経験がある	A、Bの両方の要件を満たしている。	4	4
			A又はBのいずれかの要件を満たしている。	2	
			A、Bいずれの要件も満たしていない。	0	
			管理（予定）者が決まっていない。	0	
6	自園調理	自園調理（行事等の日以外、土曜日も含め毎日）は実施できているか。	自園調理…A	4	4
			連携施設又は同一法人の施設等からの搬入…B	2	
			A又はB以外	0	

			(※注) A又はB以外で認可対象となるのは、平成27年3月31日時点において児童福祉法第39条第1項の規定による保育を行っていた者に限る		
7	幼稚園・小学校との連携の取組実績	事業者が運営する認可施設（保育所，幼稚園，地域型保育事業等）において、幼稚園または小学校との連携の取組実績を有しているか。	これまでに継続的な幼稚園・小学校との連携の取組実績（子ども同士の事業交流や保育士・教職員同士の合同研修など）がある。	4	4
			これまでに幼稚園・小学校との取組実績がある。	2	
			取組実績はない。	0	
8	地域との連携の取組実績	事業者が運営する認可施設（保育所，幼稚園，地域型保育事業等）において、地域との連携の取組実績を有しているか。	これまでに継続的な地域との連携の取組実績（地域住民や各種団体・施設等との事業交流など）がある。	4	4
			これまでに地域との連携の取組実績がある。	2	
			取組実績はない。	0	
9	事業計画	開所時間（11時間）を超えて30分以上の時間外保育を実施するか。	1日当たり30分以上の時間外保育を実施	2	2
			1日当たりの時間外保育の実施時間が30分未満（未実施を含む）	0	
		人材育成に係る研修計画が整備されているか。	人材育成に係る研修計画が整備されている。	2	2
			人材育成に係る研修計画が整備されていない。または、研修計画は整備されているが、計画に沿った人材育成が図られていない。	0	
		事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されているか。	事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されている。	2	2
			事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されていない。	0	
		感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されているか。	感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されている。	2	2
			感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されていない。	0	
		苦情解決の仕組みの周知，第三者委員の設置及び解決結果の公表に係る体制が整備されているか。	苦情受付窓口，第三者委員及び解決結果を公表する体制が整備されている（受付窓口担当者名や第三者委員が具体的に決まっていること）。	2	2
			上記の体制が整備されていない。	0	

10	事業計画（幼稚園・小学校及び地域との連携）	幼稚園・小学校及び地域との連携について計画されている。	楊梅幼稚園・下京雅小学校との連携及び地域との連携についての具体的な計画がある。	4	4
			幼稚園・小学校との連携及び地域との連携のいずれかについて具体的な計画がある。	2	
			いずれも計画されていない。	0	
11	外部評価	外部評価(幼稚園における学校評価ガイドライン又は福祉サービス第三者評価基準ガイドラインに沿ったもの)を受審しているか。	過去3年間に受審している。(事業者の運営する全ての既存事業のうち1事業所以上、他の都道府県のものでも可。同一法人内の事業所に限る。)	4	4
			過去3年間に受審していない。	0	
12	その他	その他 (右の該当する項目については全て減点)	昨年度の指導監査における文書指摘事項が未改善(認可外保育施設に対する保育内容に係る立ち入り調査結果も含む)	△4	—
			事業者(運営する全ての既存施設・事業)において、過去2年間に重大事故(死亡事故等)が発生	△4	—
			事業者が運営する幼稚園、児童福祉施設、地域型保育事業その他認可外保育施設において、過去2年間に重大事故(死亡事故等)が発生	△10	—
			事業者(運営する全ての既存施設・事業)において、過去2年間に重大な不祥事が発生	△10	—
			過去、事業開設を申込み、認可対象事業者として選定されたにもかかわらず、認可申請を辞退したことがある	△10	—
			過去、認可申込みの際に事業計画書を提出したが、施設又は事業所開設後、計画どおりの運営が行われなかったことがある	△10	—

(50点満点)

<同点の場合の取扱い>

- ・同点となった場合は、「12 その他」の点数が高い(減点がない)事業者を選考します。
- ・当該項目が同点となっている場合は「2 事業者の実績」及び「7 幼稚園・小学校との連携の取組実績」「8 地域との連携の取組実績」の点数が高い事業者を選考し、それでもなお同点の場合は、「9 事業計画」及び「10 事業計画(幼稚園・小学校及び地域との連携)」の項目順に点数が高い事業者を選考します。
- ・それでもなお同点の場合は、認可・確認部会において意見聴取のうえ、事業計画が優れた事業者を選考します。

＜下京 2 地域＞選考基準（地域型保育事業）

	項目	内容・評価点	配点	配点	満点
1	法人格の有無	事業者は法人格を有しているか。	法人格を有している場合	4	4
			法人格を有していない場合	0	
2	事業者の実績	事業者は、認可保育所や認可幼稚園等の運営実績を有しているか。	認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年以上	4	4
			認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年未満	2	
			認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績なし	0	
3	財政基盤	必要な運転資金を確保しているか。	年間事業費の1/2分の2（概ね6,000,000円）以上の現預金を保有	4	4
			年間事業費の1/2分の1（概ね3,000,000円）以上、1/2分の2（概ね6,000,000円）未満の現預金を保有	0	
4	保育士の配置状況	保育従事者全員が保育士資格を有する事業者を優先。	全ての保育従事者について、保育士資格を有する職員とする旨の事業計画（小規模保育事業A型等）となっている事業者に加点（要件を満たす事業者すべてに加点）	4	4
5	管理（予定）者の実績	管理者が以下の要件を満たしているか。 A 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有している。 B 保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は幼稚園において2年以上実務経験有	A、Bの両方の要件を満たしている	4	4
			A又はBのいずれかの要件を満たしている	2	
			A、Bいずれの要件も満たしていない	0	
			管理（予定）者が決まっていない	0	
6	自園調理	自園調理（行事等の日以外、土曜日も含め毎日）は実施できているか。	自園調理（A）	4	4
			連携施設又は同一法人の施設等からの搬入（B）	2	
			A又はB以外	0	

			(※注) A又はB以外で認可対象となるのは、平成27年3月31日時点において、児童福祉法第39条第1項の規定による保育を行っていた者に限る。		
7	屋外遊戯場	屋外遊戯場は同一敷地内(屋上園庭を除く)で確保できているか。	同一敷地内又は隣接地(道を隔てた程度)で確保	4	4
			同一敷地内又は隣接地で確保できていない	0	
8	開設予定地	特に必要な地域等における鉄道駅、バス停からの距離が近いか。	距離が近い場所に立地する事業者を優先。 相対比較し、最も近い立地の事業者に4点、次に近い事業者に2点を加点し、以降は加点なし。	4	4
9	権利関係	保育の用に供する建物は、安定的に確保されているか。	自己所有	4	4
			10年以上の貸借契約締結予定	2	
			貸借契約期間が10年未満又は未定	0	
10	事業計画	開所時間(11時間)を超えて30分以上の時間外保育を実施するか。	1日当たり30分以上の時間外保育を実施	2	2
			1日当たりの時間外保育の実施時間が30分未満(未実施を含む)	0	
	人材育成に係る研修計画が整備されているか。	人材育成に係る研修計画が整備されている	2	2	
		人材育成に係る研修計画が整備されていない。または、研修計画は整備されているが、計画に沿った人材育成が図られていない。	0		
	事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されているか。	事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されている	2	2	
		事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されていない	0		
	感染症対策(安全衛生)に係るマニュアルが整備されているか。	感染症対策(安全衛生)に係るマニュアルが整備されている	2	2	
		感染症対策(安全衛生)に係るマニュアルが整備されていない	0		

		苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置及び解決結果の公表に係る体制が整備されているか。	苦情受付窓口、第三者委員及び解決結果を公表する体制が整備されている（受付窓口担当者名や第三者委員が具体的に決まっていること）	2	2
			上記の体制が整備されていない	0	
11	外部評価	外部評価（幼稚園における学校評価ガイドライン又は福祉サービス第三者評価基準ガイドラインに沿ったもの）を受審しているか。	過去3年間に受審している（事業者の運営する全ての既存事業のうち1事業所以上、他の都道府県のものでも可。同一法人内の事業所に限る。）	4	4
			過去3年間に受審していない	0	
12	その他	その他（右の該当する項目については全て減点）	昨年度の指導監査における文書指摘事項が未改善（認可外保育施設に対する保育内容に係る立ち入り調査結果も含む）	△4点	0
			事業者（運営する幼稚園、児童福祉施設、地域型保育事業その他認可外保育施設以外の既存施設・事業）において、過去2年間に重大事故（死亡事故等）が発生	△4点	0
			事業者が運営する幼稚園、児童福祉施設、地域型保育事業その他認可外保育施設において、過去2年間に重大事故（死亡事故等）が発生	△10点	0
			事業者（運営する全ての既存施設・事業）において、過去2年間に重大な不祥事が発生	△10点	0
			過去、事業開設を申込み、認可対象事業者として選定されたにもかかわらず、認可申請を辞退したことがある	△10点	0
			過去、認可申込みの際に事業計画書を提出したが、施設又は事業所開設後、計画どおりの運営が行われなかったことがある	△10点	0

(50点満点)

<同点の場合の取扱い>

同点となった場合は、「12 その他」の点数が高い（減点がない）事業者を選考します。

当該項目が同点となっている場合は、「2 事業者の実績」の点数が高い事業者を選考し、それでもなお同点の場合は「1 法人格の有無」→「10 事業計画」の項目順に点数が高い事業者を選考します。

それでもなお同点の場合は、認可・確認部会において意見聴取のうえ、事業計画が優れた事業者を選考します。